

佐野市子ども・子育て支援事業計画 (平成27年度～平成31年度)

概要版



佐野ブランドキャラクター
さのまる

平成27年3月
佐野市

1 計画の概要

1 計画の位置付け

- (1) 子ども・子育て支援法第61条に基づく計画です。
- (2) 佐野市次世代育成支援行動計画（後期計画）の取組を引き継ぎ、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「市町村行動計画」としても位置付けます。

2 計画期間

平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間とします。

平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
佐野市次世代育成支援行動計画後期計画									
					佐野市子ども・子育て支援事業計画				



2 基本理念

佐野に住みたいと思うまちづくり、
人づくり、豊かな子育てをはかろう

基本理念の実現に当たっては、次の基本視点を踏まえて取り組みます。

基本視点

1. すべての子どもとその保護者が対象です。
2. 行政・市民・企業が協働します。
3. 一人ひとりの子育てに、暮らしやすさ、仕事のしやすさが関係します。

3 基本目標

基本目標

施策の内容

子ども・子育て支援施策の取組

基本目標 1 教育・保育の 量的拡大と質の確保

乳幼児期における保育の量的拡大と全ての子どもが質の高い教育・保育を受けられる環境を整えます。

1. 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保方策
2. 教育・保育の一体的提供及びその推進に関する体制の確保

基本目標 2 地域の子ども・子育て 支援の充実

子どもや子育て家庭の状況や地域の実情を踏まえ、妊娠・出産期から学童期までの切れ目のない支援を行います。

1. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保方策
 - (1) 利用者支援事業
 - (2) 時間外保育事業
 - (3) 放課後児童健全育成事業
 - (4) 子育て短期支援事業
(ショートステイ)
 - (5) 乳児家庭全戸訪問事業
 - (6) 地域子育て支援拠点事業
 - (7) 一時預かり事業
 - (8) 病児保育事業
 - (9) ファミリー・サポート・センター事業
 - (10) 妊婦健康診査

基本目標

施策の内容

基本目標 1 子どもが心身ともに 健やかに育つための支援

一人一人の子どもが健やかに成長できるように、支援が必要な家庭に対して、適切な支援を行います。

1. 子どもへの虐待のないまちづくり
2. ひとり親家庭の自立支援
3. 特別な支援を必要とする子どもへの対応
4. ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進
5. 子育てに対する経済的支援
6. 子育てに対する支援体制の整備
7. 子どもの居場所づくりの推進
8. 子どもの貧困対策の推進

基本目標 2 親子のこころとからだの 健康の確保と増進

親子の心と体の健康づくりを推進します。

1. 母子の健康づくりへの支援
2. 子どもへの医療対策の充実
3. 思春期保健対策の充実
4. 食育の推進

基本目標 3 子どもの個性と創造性を はぐくむ環境整備

自然環境や芸術文化活動、さまざまな交流をとおした子どもたちの個性を育むための活動を推進します。

1. 家庭教育力の向上
2. 次代の親の育成の推進
3. 生きる力をはぐくむ学習環境の整備
4. 信頼される学校づくり
5. 子どもの健やかな体づくりの推進
6. 子どもの芸術文化活動の支援
7. 子どもの国内外交流の推進
8. 子どもの社会的活動の支援

基本目標 4 子どもにやさしい 安心・安全なまちづくり

子どもがのびのびと育つための生活環境を整備します。

1. 安心して子育てができる生活環境の整備
2. 犯罪・交通事故等のない安全なまちづくりの推進
3. 子どもを取り巻く有害環境対策などの推進

基本目標 5 子どもの人権擁護の推進

子どもの権利が擁護され、子ども自身が幸せと感じるまちづくりを推進します。

1. 人権教育の推進
2. いじめ・不登校などへの対応

4 施策の取組

1 区域の設定について

本市の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の区域の設定については、市全体を一つの区域として設定します。

2 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保方策

(1) 教育・保育の提供について

子ども・子育て支援新制度では、施設などの利用を希望する保護者は、利用のための認定を受けることが必要となり、認定の区分に応じて、幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業の施設や事業の利用先が決まります。

認定区分	内 容	利用先
1号認定 教育標準時間認定	満3歳以上で、教育を希望する場合	幼稚園、認定こども園
2号認定 満3歳以上・保育認定	満3歳以上で、保育所等での保育が必要な場合	保育所、認定こども園
3号認定 満3歳未満・保育認定	満3歳未満で、保育所等での保育が必要な場合	保育所、認定こども園、 地域型保育事業

・幼稚園

学校教育法に定められた幼児期の学校であり、1号認定の満3歳から小学校就学前までの幼児を教育する施設です。

・保育所

仕事や病気などのためにお子さんを家庭で保育できない保護者にかわって、2号認定及び3号認定の乳幼児を保育する定員20人以上の施設です。

・認定こども園

幼稚園と保育所の機能を持ち合わせ、また、地域の子育て支援も行う施設です。

・地域型保育事業

3号認定の乳幼児を保育する事業で、利用定員が19人以下のものです。

地域型保育事業には、利用定員5人以下の家庭的保育事業、利用定員6人以上19人以下の小規模保育事業、一定の数の地域の子どもも預かる事業所内保育事業、乳幼児の居宅において保育を行う居宅訪問型保育事業の四つの事業があります。

(2) 確保方策について

(人)

		平成27年度					平成28年度				
		1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定	
		3-5歳	3-5歳		0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳		0歳	1-2歳
		教育	教育を希望	保育	保育		教育	教育を希望	保育	保育	
①量の見込み		1,365	407	1,144	268	729	1,331	398	1,118	260	709
②確保方策	特定教育・保育施設	775	345	1,342	183	624	775	345	1,383	204	662
	確認を受けない幼稚園	1,510	170	0	0	0	1,510	170	0	0	0
	特定地域型保育事業	0	0	0	30	44	0	0	0	48	64
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	2,285	515	1,342	213	668	2,285	515	1,383	252	726
②－①		920	108	198	▲55	▲61	954	117	265	▲8	17

		平成29年度					平成30年度				
		1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定	
		3-5歳	3-5歳		0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳		0歳	1-2歳
		教育	教育を希望	保育	保育		教育	教育を希望	保育	保育	
①量の見込み		1,303	390	1,093	252	690	1,272	381	1,067	245	671
②確保方策	特定教育・保育施設	775	345	1,383	204	662	775	345	1,339	204	650
	確認を受けない幼稚園	1,510	170	0	0	0	1,510	170	0	0	0
	特定地域型保育事業	0	0	0	48	64	0	0	0	48	64
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	2,285	515	1,383	252	726	2,285	515	1,339	252	714
②－①		982	125	290	0	36	1,013	134	272	7	43

		平成 3 1 年度				
		1 号認定	2 号認定		3 号認定	
		3-5 歳	3-5 歳		0 歳	1-2 歳
		教育	教育を希望	保育	保育	
①量の見込み		1, 238	370	1, 041	238	652
②確保方策	特定教育・保育施設	775	345	1, 339	204	650
	確認を受けない幼稚園	1, 510	170	0	0	0
	特定地域型保育事業	0	0	0	48	64
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
	小計	2, 285	515	1, 339	252	714
②－①		1, 047	145	298	14	62

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保方策

(1) 利用者支援事業

子どもや保護者が、認定こども園や保育所、幼稚園での教育・保育や一時預かり等の地域子育て支援事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう相談や支援を行います。

(か所)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保方策	1	1	1	1	1
②－①	0	0	0	0	0

（２）時間外保育事業

時間外保育事業は、保護者の就労形態の多様化などに対応するため、通常の利用時間以外に保育を行うものです。

(人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	238	233	227	221	215
②確保方策	238	233	227	221	215
②－①	0	0	0	0	0

（３）放課後児童健全育成事業（こどもクラブ）

保護者が、労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、適切な遊びや生活の場を与えて情緒を豊かにし、集団生活をとおして社会性と自立性を培うことにより児童の健全育成を図る事業です。

低学年（小学 1 年生～ 3 年生）

(人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	1, 093	1, 074	1, 056	1, 039	1, 021
②確保方策	778	944	950	988	1, 021
②－①	▲ 315	▲ 130	▲ 106	▲ 51	0

高学年（小学 4 年生～ 6 年生）

(人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	809	794	778	762	746
②確保方策	156	326	438	599	746
②－①	▲ 653	▲ 468	▲ 340	▲ 163	0

全体

(人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	1, 902	1, 868	1, 834	1, 801	1, 767
②確保方策	934	1, 270	1, 388	1, 587	1, 767
②－①	▲ 968	▲ 598	▲ 446	▲ 214	0

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者が病気になった場合などに、児童養護施設等において、児童を一時的に短期間（7日間程度まで）預かる事業です。

(人日)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	87	85	84	81	80
②確保方策	87	85	84	81	80
②－①	0	0	0	0	0

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

出産後間もない時期の養育者及び出生後概ね3か月までの乳児の家庭を、助産師又は保健師が全戸訪問し、保健指導・相談や養育環境の把握を行うとともに、児童虐待の未然防止や早期発見につなげます。

(人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	900	900	900	890	890
②確保方策	実施体制：助産師、保健師 11 人 実施機関：健康増進課 実施方式：直営	左に同じ	左に同じ	左に同じ	左に同じ

(6) 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等を実施するものです。

具体的な事業としては、交流の場の提供、交流促進、子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供、子育て支援に関する講習等があります。

(人回)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	4,715	4,593	4,472	4,352	4,231
②確保方策	3,832	3,832	4,231	4,231	4,231
②－①	▲883	▲761	▲241	▲121	0

(7) 一時預かり事業

一時預かり事業は、保護者の病気やけが、冠婚葬祭などの事情により家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を保育所その他の場所で一時的に預かるものです。また、幼稚園においては、在園児を対象として教育時間の前後や長期休業期間中に、幼稚園型の一時預かり事業として園児を預かります。

一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり）

(人日)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 量の見込み	1号認定による利用	6,129	5,991	5,853	5,715	5,574
	2号認定による利用	89,631	87,612	85,592	83,573	81,521
	小 計	95,760	93,603	91,445	89,288	87,095
②確保方策		95,760	93,603	91,445	89,288	87,095
②－①		0	0	0	0	0

一時預かり事業（上記以外）

(人日)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 量の見込み		5,990	5,842	5,696	5,550	5,403
② 確保方策	一時預かり事業 (在園児対象型を除く)	5,166	5,039	4,913	4,787	4,660
	ファミリー・サポート・センター	824	803	783	763	743
	小 計	5,990	5,842	5,696	5,550	5,403
②－①		0	0	0	0	0

（８）病児保育事業

病児保育事業については、病気の回復期に至らない児童を病院・診療所、保育所等の専用スペースで一時的に保育する病児対応型、病気の回復期にあり、集団保育が困難な期間に、児童を病院・診療所、保育所等の専用スペースで一時的に保育する病後児対応型、児童が保育中に体調不良となった場合に、保育所において緊急的な対応を行う体調不良児対応型の事業があります。

（人日）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	2,004	1,955	1,908	1,861	1,812
②確保方策	1,056	1,056	1,812	1,812	1,812
②－①	▲948	▲899	▲96	▲49	0

（９）ファミリー・サポート・センター事業（就学児）

育児支援を受けたい人と、育児支援を行いたい人を会員とする組織により、保育所への送迎や一時的な預かり等、育児に関する援助活動を行う事業です。

就学児（預かり）

（人日）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	41	41	41	39	39
②確保方策	41	41	41	39	39
②－①	0	0	0	0	0

(1 0) 妊婦健康診査

妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができる環境を整えるため、医療機関にて受診できるよう 1 4 回分の受診券を交付する事業です。

(人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	10, 216	10, 216	10, 216	10, 216	10, 216
②確保方策	実施場所：各医療機関での個別健診 実施体制：妊娠届提出者へ健康増進課、田沼総合窓口課、葛生総合窓口課職員が母子健康手帳と一緒に妊婦健康診査受診票を発行し、妊婦は各医療機関で受診する。 検査項目：厚生労働省が示す検査項目 実施時期：通年	左に同じ	左に同じ	左に同じ	左に同じ

